

令和5年3月6日

都市整備部住宅課

江東区高齢者住宅条例の改正概要について

1 改正理由

東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、高齢者住宅の同居資格に同制度の証明を受けた相手方を加える改正を行う。

2 主な改正内容

高齢者住宅入居資格において東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた相手方（以下、「パートナーシップ関係にある方」という。）も同居資格を認める改正を行う。また、同居しているパートナーシップ関係にある方であれば、配偶者と同様に使用承継を可能とする規則改正を行う。

3 施行日（予定）

公布の日から施行する。

4 改正時期

令和5年第二回区議会定例会に提案予定